令和８年第９回瑞穂市農業委員会総会議事録

１．招集年月日　　令和８年９月１７日

２．開 催 日 時　　令和８年９月２８日　午後３時００分

３．開 催 場 所　　瑞穂市役所巣南庁舎３階　３－２会議室

４．出席委員数　　１４人

５．出 席 委 員

１番　松野藤四郎委員
２番　古川　正敏委員
３番　廣瀬　秀男委員
４番　青木千恵子委員
５番　浅野　隆士委員
６番　林　　鉄雄委員
７番　豊田美津雄委員
８番　髙田　住代委員
９番　髙田　里美委員
１０番　今尾　京子委員
１１番　武藤　　誠委員
１２番　馬渕　正直委員
１３番　北村　一也委員
１４番　酒井　健詞委員

６．欠 席 委 員　　なし

７．本会議に職務のため出席した事務局職員

事務局長	松尾　路成
事務局次長	馬淵　好人
書記	住　　義之

８．農業委員会等に関する法律第３５条の規定により出席した者の職氏名　（なし）

９．議 事 日 程

日程第１　議事録署名委員の指名について

日程第２　専決処分等の報告について
報告第１３号　農地法第４条第１項第７号の規定による農地転用届出書について
報告第１４号　農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出書について

日程第３　農地法関連議案について
議案第３５号　農地法第３条の規定による許可申請書の審議について
議案第３６号　農地法第５条第１項の規定による許可申請書の審議について

日程第４　農地中間管理事業（農地バンク）法関連議案について
議案第３７号　農用地利用集積計画等促進計画案に関する意見について（一括契約）

日程第５　農業振興地域の整備に関する法律関連議案について
議案第３４号　瑞穂農業振興地域整備計画の変更について（継続）

日程第６　農業振興地域整備計画の変更における影響緩和措置について
農地利用状況調査（農地パトロール）の進捗状況について

１０．審議の経過

（午後３時００分）

○議　　長　本日、総会を招集しましたところ、定刻までにご出席をいただき誠にありがとうございます。只今の出席委員は１４名です。定足数に達しておりますので、瑞穂市農業委員会第９回総会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。お手元に配布してあります資料を基に進めて参ります。

○議　　長　日程第１、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、１０番今尾京子委員、１１番武藤誠委員の２名を指名いたします。

○議　　長　日程第２、専決処分等の報告について、令和８年８月１２日から令和８年９月１０日までの間に、瑞穂市農業委員会に届出のあった、農業委員会事務局規程第６条の規定による、専決処分事項につきましては、法令及び当委員会の申し合わせ事項について事務局で、確認及び審査し受理済みであります。報告第１３号農地法第４条第１項第７号の規定による農地転用届出書について及び報告第１４号農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出書について事務局に報告を求めます。

（事務局報告）

○議　　長　只今、事務局から報告がありました報告第１３号及び報告第１４号について質疑等ありませんか。

（質疑、意見なし）

○議　　長　日程第２、専決処分等の報告を終わります。

○議　　長　日程第３、農地法関連議案についてを議題とします。

議案第３５号農地法第３条の規定による許可申請書の審議について、議案第３６号農地法第５条第１項の規定による許可申請書の審議について事務局に説明を求めます。

（事務局説明）

○議　　長　只今、事務局から説明がありましたが、地区担当委員からの意見がありましたらお願いします。議案第３５号番号１、議案第３６条番号４について、古川委員ご意見ありますか。

○古川委員　特に問題ありませんのでよろしくお願いいたします。

○議　　長　続きまして、議案第３５号番号２について、髙田職務代理者ご意見ありますか。

○髙田委員　特に問題ありませんのでよろしくお願いいたします。

○議　　長　続きまして、議案第３６号番号１について、廣瀬委員ご意見ありますか。

○廣瀬委員　特に問題ありませんのでよろしくお願いいたします。

○議　　長　続きまして、議案第３６号番号２及び番号３について、豊田委員ご意見ありますか。

○豊田委員　特に問題ありませんのでお願いいたします。

○議　　長　議案第３６号番号５について、北村一也委員ご意見ありますか。

○北村委員　平成１８年に土地改良がございまして、この土地を農家住宅として造成したのですが、固定資産税がかかるということで畑地として利用していたと聞いておりますが、今回お孫さんが家を建てるということで、申請は問題ないものと思います。農地転用許可前に工事が始まったことは分かっていましたが、境界にブロックを積むところまでくらいは仕方ないと思っていました。実際、どこまでの工事なら認められるのか教えていただきたいです。

○事 務 局　境界ブロックが施工されており、重機も入ってしっかり土地の締固めがされておりましたので、そのような判断をさせていただきました。

○北村委員　私の中では、境界ブロックは良いのではないかと思うのですが、何か発見したときには報告したほうが良いですか。

○事 務 局　ご相談いただけたらありがたいです。

○北村委員　わかりました。

○議　　長　続きまして、議案第３６号番号６につきましては、私の担当地区ですが、特に問題はありませんのでよろしくお願いします。

○議　　長　只今、地区担当委員及び事務局より説明がありましたが、中央のテーブルに準備しました各種申請書を精読していただくため、暫時休憩とします。

（休憩）

○議　　長　只今より再開いたします。

○議　　長　議案第３５号番号１について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。

（質疑意見なし）

○議　　長　質疑、意見がないものと認めます。

○議　　長　議案第３５号番号１について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○議　　長　全会一致と認め、原案のとおり決定されました。

○議　　長　議案第３５号番号２について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。

（質疑、意見なし）

○議　　長　質疑、意見がないものと認めます。議案第３５号番号２について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○議　　長　全会一致と認め、原案のとおり決定されました。

○議　　長　議案第３６号番号１について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。
（質疑、意見なし）

○議　　長　質疑、意見がないものと認めます。議案第３６号番号１について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
（全員挙手）

○議　　長　全会一致と認め、原案のとおり決定されました。

○議　　長　議案第３６号番号２について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。
（質疑、意見なし）

○議　　長　質疑、意見がないものと認めます。議案第３６号番号２について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
（全員挙手）

○議　　長　全会一致と認め、原案のとおり決定されました。

○議　　長　議案第３６号番号３について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。
（質疑、意見なし）

○議　　長　質疑、意見がないものと認めます。議案第３６号番号３について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
（全員挙手）

○議　　長　全会一致と認め、原案のとおり決定されました。

○議　　長　議案第３６号番号４ですが、古川委員が関係者となりますので、退席をお願いします。
（古川委員退席）

○議　　長　議案第３６号番号４について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。
（質疑、意見なし）

○議　　長　質疑、意見がないものと認めます。議案第３６号番号４について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○議　　長　全会一致と認め、原案のとおり決定されました。

○議　　長　古川委員の入室を認めます。

○議　　長　議案第３６号番号５について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。

（質疑、意見なし）

○議　　長　質疑、意見がないものと認めます。議案第３６号番号５について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○議　　長　全会一致と認め、原案のとおり決定されました。

○議　　長　議案第３６号番号６について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。

（質疑、意見なし）

○議　　長　質疑、意見がないものと認めます。議案第３６号番号６について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○議　　長　全会一致と認め、原案のとおり決定されました。

○議　　長　日程第４農地中間管理事業法関連議案についてを議題とします。議案第３７号農地利用集積計画等促進計画案に関する意見について事務局に説明を求めます。

（事務局説明）

○議　　長　議案第３７号１から２について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。

○松野委員　農振区分が１は農用外、２は農用内となっていますが、どこで区切られているのか教えてください。

○事 務 局　　場所は地図でしか確認できませんが、農振区分は農振地域内か農振地域外の違いですので、１は農振地域外、２は農振地域内になります。

○松野委員　１０年間の使用貸借をするもので、田周りの雑草の管理についてしっかりと契約に記載していないといけないと思いますが、中間管理機構ではその辺りはどうなっていますか。

○事 務 局　あくまで双方の話し合いになりますので、行政がそこに直接介入できる訳ではないものと考えております。

○松野委員　実際に雑草で困った場合、誰に言ったら良いのですか。

○事 務 局　現状を申しますと、近隣の雑草のことでご要望をいただいたときは、市役所から文書等により指導させていただくという対応をさせていただいております。

○議　　長　本件の借り手の方は、現在農地の耕作をされており、実際に適正に管理をされてみえる方ですので、適正に管理されるものと思います。

○議　　長　その他質疑等ありますか。

○浅野委員　番号１について、備考欄に賃借権を有する相続人１名同意ありとありますが、相続がまだ確定していないのであれば、保留すべきではないでしょうか。

○事 務 局　この案件につきましては、登記が終わっていないだけで遺産分割協議は完了していることを確認しております。

○浅野委員　それならば、遺産分割協議書の写しを提出してもらう必要はありませんか。

○事 務 所　農地中間管理機構の担当者に確認させていただきます。

○今尾委員　農地中間管理機構の件ですが、使用貸借の契約は、相続人の同意があれば継続するので良いのではないでしょうか。

○浅野委員　所有者が登記などで明確であることを前提として、農地中間管理機構に預ける必要があるのではないでしょうか。

○議　　長　遺産分割協議ができていない農地は、農地中間管理機構と契約できないので、荒れ地になっているところもあります。そういったことから考えると、本件は遺産分割協議が完了しているから契約できるものと考えられます。

○事 務 局　相続人は１名ということで申出を受けております。また、農地の貸借の場合、相続人全員ではなく相続人の過半数の同意があれば手続きを進めることができることになっております。

○北村委員　相続人のうち過半数の同意があれば契約が成立することになっています。

○浅野委員　相続人が１名だから登記前でも所有者が確定しているというものでもないと思います。登記がされていないと、第３者対抗要件がないということになると思います。

○議　　長　相続登記ができていないということで、農地中間管理機構の契約ができないことになると、管理されない土地が増えてしまうということもありますので、その辺りは事務局から農地中間管理機構に再度確認をお願いします。

○事 務 局　再度確認させていただきます。

○議　　長　議案第３７号番号１につきまして、農地中間管理機構へ確認するということで、保留とすることに賛成の方は挙手願います。
（賛成多数）

○議　　長　賛成多数で、議案第３７号番号１につきまして保留といたします。

○議　　長　議案第３７号番号２について原案のとおり意見なしと決定することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○議　　長　全会一致と認め、意見なしと決定されました。

○議　　長　議案第３７号番号３から番号５については、今尾委員が関係者となりますので退席をお願いします。

（今尾委員退席）

○議　　長　議案第３７号番号３から番号５について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。

（質疑、意見なし）

○議　　長　質疑、意見がないものと認めます。議案第３７号番号３から番号５について原案のとおり意見なしとすることに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○議　　長　全会一致と認め、意見なしと決定されました。

○議　　長　今尾委員の入室を認めます。

○議　　長　日程第５農業振興地域の整備に関する法律関連議案についてを議題とします。議案第３４号瑞穂市農業振興地域整備計画の変更について農地部会に付託しておりましたので、農地部会長の北村一也委員に審議結果の報告を求めます。

○北村委員　只今議題となりました議案第３４号瑞穂市農業振興地域整備計画の変更につきまして農地部会に付託されましたので、本日総会に先立ち農地部会を開催し、事務局及び担当地区農地利用最適化推進委員に出席を求め、巣南庁舎公室において審議いたしました。除外１につきましては、申出者の死亡に伴い相続代表人から９月１４日に取下書の提出があった旨の報告が事務局からありましたので、除外１につきましては今回の審議対象から除外しました。除外２は、農地利用最適化推進委員会からは特に意見はなく、部会員からは県の除外基準の何番に当ては

まるかとの質問があり、事務局からは３番に該当するという回答がありました。また、この度の申請が市の基準を撤廃したことによる申出かという質問に対し、市の基準があった場合でも除外できる案件であるという回答がありました。他に質問はなく採決をしましたところ、全会一致で計画変更を認める判断をいたしました。除外３は、農地利用最適化推進委員からは特に意見はなく、事務局からは県の基準では７番に該当すること、市の基準を撤廃したことによる新たな申出にあたるという説明がありました。その他質問はなく採決をしましたところ、全会一致で計画変更を認める判断をいたしました。除外４は、農地利用最適化推進委員から企業用地として除外してあった農地ではなかったのかという質問があり、事務局からは除外できる農地として位置付けているという説明がありました。新しく策定される市の都市計画マスタープランでは、祖父江地区、七崎地区、十七条地区を土地利用検討区域とし、企業誘致を検討する場所として色塗りをしているという説明がありました。事務局からは県の同意基準としては６番で、市の基準があった場合でも除外できる案件という説明がありました。ただし、３，０００㎡以上の案件ということで、県との協議が必要であるとの説明がありました。その他の欄にある令和８年度みずほ資源環境組合広域協定による多面的機能支払交付金事業清算協議中、機構集積協力金の交付対象ではないかについての質問があり、これらの交付金は農振農用地の面積に基づき交付されるものであるため、除外に伴い清算が必要になるとの説明がありました。その他質問はなく、採決をしましたところ、全会一致で計画変更を認める判断をいたしました。除外５は、農地利用最適化推進委員からは特に意見はなく、事務局からは県の基準では７番に該当すること、市の基準を撤廃したことによる申出案件にあたるという説明がありました。その他質問はなく採決をしましたところ、全会一致で計画変更を認める判断をいたしました。除外６は、農地利用最適化推進委員からは特に意見はなく、事務局からは県の基準では７番に該当すること、市の基準を撤廃したことによる申出案件にあたるという説明がありました。その他質問はなく採決をしましたところ、全会一致で計画変更を認める判断をいたしました。除外７は、農地利用最適化推進委員から東側の道路について拡幅できないかという質問があり、事務局からは市の道路認定の有無や地元要望があるかなどを総合的に判断して進めることになるという説明がありました。また、委員から南側の接道の幅員が狭く行き止まりなどになることにより支障が出ないかという質問があり、事務局からは今後精査するよう指導する旨の説明がありました。また、農業公共投資について質問があり、こちらの事業期間が令和１１年度までとなっており、それまでの

間であれば農振除外が可能であって、事業完了後は８年経過後でないと農振除外ができないとの説明がありました。また、県の基準では７番に該当すること、市の基準を撤廃したことによる申出案件にあたるという説明がありました。その他質問はなく採決をしましたところ、全会一致で計画変更を認める判断をいたしました。以上で農地部会の報告を終わります。

○議　　長　只今、農地部会長から報告がありました議題第３４号除外１につきましては、取下書が提出されましたので、取下案件とさせていただきますことをご承知置きください。議題第３４号除外２について、質疑、意見等があれば挙手願います。
（質疑、意見なし）

○議　　長　質疑、意見がないものと認めます。議案第３４号除外２について農地部会の報告に賛成の方は挙手を願います。
（全員挙手）

○議　　長　全会一致と認め、議案第３４号除外２について農地部会の報告を瑞穂市農業委員会の意見といたします。

○議　　長　議題第３４号除外３について、質疑、意見等があれば挙手願います。
（質疑、意見なし）

○議　　長　質疑、意見がないものと認めます。議案第３４号除外３について農地部会の報告に賛成の方は挙手を願います。
（全員挙手）

○議　　長　全会一致と認め、議案第３４号除外３について農地部会の報告を瑞穂市農業委員会の意見といたします。

○議　　長　議題第３４号除外４について、質疑、意見等があれば挙手願います。
（質疑、意見なし）

○議　　長　質疑、意見がないものと認めます。議案第３４号除外４について農地部会の報告に賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○議　　長　全会一致と認め、議案第３４号除外４について農地部会の報告を瑞穂市農業委員会の意見といたします。

○議　　長　議題第３４号除外５について、質疑、意見等があれば挙手願います。

（質疑、意見なし）

○議　　長　質疑、意見がないものと認めます。議案第３４号除外５について農地部会の報告に賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○議　　長　全会一致と認め、議案第３４号除外５について農地部会の報告を瑞穂市農業委員会の意見といたします。

○議　　長　議題第３４号除外６について、質疑、意見等があれば挙手願います。

（質疑、意見なし）

○議　　長　質疑、意見がないものと認めます。議案第３４号除外６について農地部会の報告に賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○議　　長　全会一致と認め、議案第３４号除外６について農地部会の報告を瑞穂市農業委員会の意見といたします。

○議　　長　議題第３４号除外７について、質疑、意見等があれば挙手願います。

（質疑、意見なし）

○議　　長　質疑、意見がないものと認めます。議案第３４号除外７について農地部会の報告に賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○議　　長　全会一致と認め、議案第３４号除外７について農地部会の報告を瑞穂市農業委員会の意見といたします。

○議　　長　日程第６その他についてを議題とします。農業振興地域整備計画の変更における影響緩和措置について並びに、農地利用状況調査農地パトロールの進捗状況について事務局に説明を求めます。
（事務局説明）

○議　　長　只今、事務局から説明がありましたが、農振地域の影響緩和措置についてですが、これは農振除外した面積の１１．７％を耕作可能な農地に戻しなさいということで、農振地域に編入しろということではないですね。

○事 務 局　農振白地などを農振農用地に戻すことでも良いのですが、ハードルは高いと思いますので、農業振興地域内での対応になるものと思います。

○議　　長　その他ご質問はありますか。

○松野委員　瑞穂市のような狭い面積の中で、農地を確保していくことは難しいことだと思います。

○北村委員　青地の遊休農地の解消なのか、白地の遊休農地の解消なのかどちらですか。

○事 務 局　青地の遊休農地の解消を目指すことが現実的だと思います。

○北村委員　青地で遊休農地があれば良いですが、ない場合はどうなりますか。

○事 務 局　現実はどのような農地を遊休農地にするのかということにかかってきます。柿の木を切った後雑草が繁茂している土地などは遊休農地になり得るのですが、影響緩和措置の対象とする農地は解消見込みのある農地なので、小さな面積では難しい部分もあります。隣地が田で将来的に解消できる見込みがあるような一反程度の遊休農地を探さないと、対策としては難しいのではないかと考えております。

○北村委員　緩和措置の対象となる農地は農業委員会に報告していただけるのでしょうか。

○事 務 局　影響緩和措置の対象地はご報告させていただきますが、農業委員会におきましては、今後その遊休農地をどのように解消していくのかなどについてご意見をいただきたいと思います。

○議　　長　国も遊休農地の解消に力を入れておりまして、解消に向け補助金を出すような取り組みも進めていると聞いております。その他ご質問はありますか。

○馬渕委員　農地パトロールの日程について見通しはどのようになっていますか。

○事 務 局　現在農地パトロールを実施していただいておりますが、何とか１０月中旬までに第１回の通知を出したいと思っております。

○馬渕委員　現在雨が非常に多く草がどんどん伸びておりますが、草を刈るタイミングがなかなかない状況もありますのでよろしくお願いします。

○議　　長　その他質問はありますか。

○議　　長　質疑、意見が無いものと認めます。

○議　　長　以上で本日の総会の議事はすべて終了しました。これにて、瑞穂市農業委員会第９回総会を閉会いたします。